

奈良県と株式会社ローソンとの連携と協力に関する包括協定

奈良県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで県民サービスの向上及び地域の活性化を推進するため、以下のとおり連携と協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、相互に密接な連携を図り、県民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 地産地消および奈良県オリジナル商品の開発・販売に関すること
- (2) 奈良県産品の販路拡大に関すること
- (3) 健康増進・食育に関すること
- (4) 子育て支援および青少年の健全育成に関すること
- (5) 高齢者および障害者支援に関すること
- (6) 地域の安全・安心等に関すること
- (7) 災害対策に関すること
- (8) 環境問題に関すること
- (9) 観光情報や県政情報の発信に関すること
- (10) 文化・スポーツ振興に関すること
- (11) その他、地域社会の活性化や県民サービスの向上に関すること

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取組ごとに別途取り決める。

（期間及び解約）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申出がない場合は、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかから、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議するものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年4月14日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県知事 荒井正吾

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号

ゲートシティ大崎イーストタワー

株式会社ローソン

代表取締役 新浪剛史